

○特定販売に関して厚生労働省令で定める事項を記載した書類

特定販売を行う際に使用する通信手段	インターネット , 電話 , 郵便等 , その他 ()
特定販売を行う医薬品の区分	第一類医薬品 , 指定第二类医薬品 , 第二类医薬品 , 第三類医薬品 薬局製造販売医薬品
特定販売を行う時間	() : ~ : () : ~ : () : ~ :
特定販売のみを行う時間 (無 ・ 有)	() : ~ : () : ~ : () : ~ :

◇特定販売時の広告等

特定販売時の広告上の 薬局又は店舗の名称 (特定販売の広告に正式名称と 異なる名称を表示する場合)		主たるホームページアドレス		主たるホームページ の構成概要
①				別添①のとおり
		ログイン時のID	ログインパスワード	
②				別添②のとおり
		ログイン時のID	ログインパスワード	
③				別添③のとおり
		ログイン時のID	ログインパスワード	
④				別添④のとおり
		ログイン時のID	ログインパスワード	
⑤				別添⑤のとおり
		ログイン時のID	ログインパスワード	

※専用アプリケーションソフト等を使用する場合は、当該ソフトの入手方法等に関する資料を添付すること。

◇特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要(特定販売のみを行う時間がある場合)

〔撮影に使用する設備〕 (画像に位置情報を添付できるものに限る)	
ウェブカメラ ・ スマートフォン ・ タブレット端末 ・ その他 ()	
メーカー名 :	機種名 :
〔画像送信に使用する設備〕	
パソコン ・ スマートフォン ・ Wi-Fi ルーター ・ その他 ()	
メーカー名 :	機種名 :
〔画像送信に使用するメールアドレス〕	〔電話番号〕
@	() -

(記載方法)

(1) 特定販売を行う際に使用する通信手段

カタログ、ダイレクトメールを送付し、返信用はがき等で注文を受ける場合は「郵便等」に○を付すこと。

(2) 特定販売を行う時間、特定販売のみを行う時間

() 内に曜日を記載し、それぞれの時間をその右側に記載すること。

(3) 「特定販売時の広告等の薬局又は店舗の名称」

広告上の名称が許可証に記載された薬局（店舗）名称と異なる場合は、記載すること。

複数のホームページに広告する場合等、複数の名称がある場合は、その全ての名称を記載すること。

許可証に記載された薬局（店舗）名称の他に、略称や媒体事業者の名称を併記する場合は、特定販売時の広告上の薬局又は店舗の名称欄に記載し、主たるホームページアドレス欄には斜線を入れること。

(4) ログイン ID 及びログインパスワード

主たるホームページにアクセスする際にログイン ID 等が必要な場合は、神戸市保健所のログイン ID 及びパスワードを作成し、記載すること。

(5) 主たるホームページの構成概要

ホームページの構成図及び下記の内容を含む画面を印刷し、添付すること。

①主たるホームページトップ画面

②カテゴリーごとに医薬品の広告を掲載している場合には各カテゴリー毎の商品一覧画面

③商品の表示例（1商品で良い）

④指定第2類医薬品の広告について、禁忌を確認すること及び薬剤師又は登録販売者に相談することのポップアップ等

⑤医薬品医療機器等法施行規則別表1の2及び別表1の3記載事項

⑥薬局・店舗の外観写真、一般医薬品の陳列状況の写真

⑦現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名

⑧開店時間と特定販売時間が異なる場合はそれぞれの時間

⑨広告する医薬品の使用期限

(6) 特定販売のみを行う時間がある場合

特定販売のみを行う時間に薬事監視員が電話連絡し、位置情報が添付された写真の送信を指示することがあります。これに必要な設備等について記載してください。

・薬局（店舗）内に、特定販売のみを行う時間中に撮影した画像を100キロバイト以上1メガバイト以下のjpg形式で保存できる撮影設備

・薬局（店舗）の一般用医薬品陳列場所内に設置された電話

※開設者又は管理者の管理に属さない設備（従業員の私物の携帯電話、スマートフォン等）は不可。